

第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の 調査結果について

岐阜県及び愛知県での豚コレラ発生において、「第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」による主に13例目から22例目までの調査結果が報告されました。

農林水産省HP ☛ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-204.pdf>

検討会からの提言内容

- ◆ ごく少量のウイルスによって、わずかの個体が感染した場合には、その個体から感染が拡大し、感染個体が増加して症状が明確になるまで時間がかかる。
- ◆ 特に飼養者が立ち入る頻度の高い分娩舎等においては、踏み込み消毒や専用長靴の使用、立入前の手洗いをこまめに行い、より丁寧な個体ごとの臨床観察が必要。
- ◆ ウイルスが付着している可能性のあるネズミ、ハエ等が発生農場から散逸し、周辺に移動する際に少量のウイルスを運搬した可能性も否定できない。
- ◆ ネズミ、ハエ等を捕獲又は駆除するための粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を適切に実施する必要がある、発生農場の近隣の農場では、農場周囲への消石灰の散布を徹底すること等により、ネズミ等の新たな侵入を防ぐ必要がある。

この提言を踏まえ、豚コレラウイルスの侵入防止、早期発見及びまん延防止に万全を期すよう、対応をお願いします。

- 平時から丁寧な臨床観察を徹底し、異状が認められた場合には、早期通報をお願いします（豚コレラの特定症状は裏面をご覧ください）。
- 飼養者が立入る頻度が高い分娩舎等においては、清掃・消毒・手洗い等を徹底するとともに、専用長靴を使用しましょう。
- ネズミ等の野生動物対策に万全を期すため、日頃から殺鼠剤の散布や、消毒効果を考慮して、豚舎周囲を含め、農場敷地内に消石灰の散布を行いましょう（また、ネズミを狙ってやってくる野生動物等に対して、隠れ家を与えてしまわないためにも、豚舎周囲の片づけや除草を実施し、不要なものは廃棄しましょう）。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

豚コレラの特定症状は、以下の表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	対象とする家畜伝染病
豚及び いのしし	<p>耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。</p>	豚コレラ及び アフリカ豚コレラ
	<p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退 （２）便秘、下痢 （３）結膜炎（目やに） （４）歩行困難、後躯麻痺、けいれん （５）削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」） （６）流死産等の異常産の発生 （７）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便 	
	<p>同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1 万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p>		